

鈴鹿市訓令第5号

序 中 一 般

出 先 機 関

鈴鹿市開発事業指導要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月15日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市開発事業指導要綱の一部を改正する訓令

鈴鹿市開発事業指導要綱（平成１４年鈴鹿市訓令第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(開発審査会の開催)

第5条 市長は、事業者から前条第1項の申請書又は同条第4項の変更申請書が提出されたときは、鈴鹿市庁内委員会規則（平成9年鈴鹿市規則第8号）別表第8項に規定する鈴鹿市開発審査会を開催するものとする。

第15号様式（第41条関係）

略

2 引継物件の表示

用途	鈴鹿市				
	字	地番	地目 (公簿)	地目 (現況)	<u>地積</u> (㎡)
略					

略

改正前

(開発審査会の開催)

第5条 市長は、事業者から前条第1項の申請書又は同条第4項の変更申請書が提出されたときは、鈴鹿市庁内委員会規則（平成9年鈴鹿市規則第8号）別表第9項に規定する鈴鹿市開発審査会を開催するものとする。

第15号様式（第41条関係）

略

2 引継ぎ物件の表示

用途	鈴鹿市				
	字	地番	地目 (公簿)	地目 (現況)	<u>地 籍</u> (㎡)
略					

略

第17号様式（第41条関係）

略

2 引継物件の表示

略

鈴鹿市			
字	<u>地番</u>	<u>地目</u>	<u>地積</u> （㎡）
略			

略

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

第17号様式（第41条関係）

略

2 引継物件の表示

略

鈴鹿市			
字	<u>地 番</u>	<u>地 目</u>	<u>地 籍</u> （㎡）
略			

略